

## 日本気象学会第28期役員候補者選挙の告示

1993年度総会にて改定された定款および細則に基づき、次期役員候補者を以下の要領で選挙します。

### (1) 選出する役員候補者数

理事 22名

監事 2名

### (2) 立候補の届出

#### イ. 立候補の資格

1993年12月までに常任理事会で会員として認定された者

#### ロ. 届出の手続き

立候補する者は、選挙管理委員会に請求し、次の書類を受け取り、必要事項をもれなく記載の上、同委員会に提出する(郵送可)。ただし、事情ある場合には、選挙管理委員会に文書で申し出の上、代理人によって手続きすることができます。

a. 個人調書(氏名、生年月日、現職又は略歴、入会年、立候補地区、役員種別などを記載)

b. 所信(400字以内、推薦者名の記載可)

#### ハ. 届出の期間

1994年1月1日から1994年1月31日まで。  
郵送の場合は、速達書留にするなど安全を図った上、この期間中に選挙管理委員会に必着のこと。

#### ニ. 届出の宛先

〒100 東京都千代田区大手町1-3-4  
気象庁海洋気象部 海上気象課気付  
日本気象学会 選挙管理委員会

#### ホ. 立候補者の資格審査

立候補届出期間終了後、速やかに行います。

#### ヘ. 立候補者名簿の記載順序

立候補者資格審査合格者について、記載順序は選挙管理委員会が抽選により定めます。

#### ト. 立候補受付状況の公開

立候補届出者の氏名は学会事務局および学会電子掲示板で随時公開します。

### (3) 投票

#### イ. 有権者資格

1993年12月までに常任理事会で通常会員と認められた者

#### ロ. 選挙広報および投票用紙

選挙広報(立候補者名簿及び所信などを含む)と投票用紙は、立候補資格審査終了後速やかに作成し、全有権者に郵送します。これが1994年2月18日までに届かない有権者がある場合には直ちに選挙管理委員会に申し出てください。

#### ハ. 投票期日

1994年3月4日(金)までに選挙管理委員会に必着のこと。

#### ニ. 投票方法

無記名文書投票。投票方法の詳細は投票用紙と共に郵送します。

### (4) 開票および結果の公示

#### イ. 開票期日

開票は1994年3月7日(月)気象庁内にて行います。有権者はこの開票に立ち会うことができます。

#### ロ. 開票結果の公示

開票結果は、当日学会事務局(気象庁8F)及び電子掲示板に掲示し、かつ「天気」4月号に公示します。

日本気象学会 選挙管理委員会  
東京都千代田区大手町1-3-4  
気象庁 海洋気象部 海上気象課内  
電話03-3212-8341 内線5148  
(委員長)長坂 昂一

(委員)佐藤清富、泉田 一、傍嶋敏彦、高山 大椿 修二、中村 尚、永田洋二、吉川都夫

### ＜関連の定款および細則＞

定款第14条 役員は、通常会員の中から、次の方法によって選任する。

1. 理事および監事は、別に定めるところにより総会で選任する。
2. 理事長は、理事会において理事のうちから選任する。
3. 常任理事は、理事会において理事のうちから選任する。

4. 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

**定款第19条 役員**の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

**細則第6条 定款第14条における役員**の選任は次に定める方法による。

1. 以下の地区（全国区を含む）において、それぞれの定数の理事候補者を通常会員による選挙で立候補者の中から選出する。

北海道地区	2名
東北地区	2名
関東地区	2名
中部地区	2名
関西地区	2名
九州地区	2名
沖縄地区	1名
および	
全国区	9名
合計	22名

ただし、各地区に属する都道府県は次のように定める。全国区は全地区を包含する地区とする。

北海道地区（北海道）

東北地区（青森，秋田，山形，岩手，宮城，福島）

関東地区（新潟，群馬，栃木，茨城，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨）

中部地区（長野，静岡，愛知，岐阜，三重，福井，富山，石川）

関西地区（滋賀，京都，大阪，和歌山，奈良，兵庫，岡山，鳥取，島根，広島，香川，愛媛，徳島，高知）

九州地区（山口，福岡，佐賀，長崎，大分，熊本，宮崎，鹿児島）

沖縄地区（沖縄）

2. 監事候補者については、全国区において、2名を通常会員の選挙で立候補者の中から選出す

る。

3. 理事候補選出の選挙に立候補する者は、その者が所属する地区または全国区の何れかの地区から立候補する。

4. 選挙は、無記名の文書投票によって行う。

5. 理事立候補者に対する投票は、投票者が所属する地区および全国区の2地区について行う。

6. 立候補者の得票数が、その地区における有権者総数の10分の1に満たない場合、その者は役員候補者になれない。

7. 当選者および次点者の順位は、地区ごとに得票数の多い者を上位として定める。

8. 理事長は、理事および監事立候補者の当選者を選挙後の最初の総会に次期役員として提案する。

9. 理事候補の当選者は、合意に基づき、選挙後の最初の総会までに、当選者との合計が最大定数を越えない範囲で、役員候補者を理事長に推薦することができる。理事長は、その者を総会に次期役員として推薦する。

10. 前項において、当選者が推薦できる理事候補者の数は、理事の最大定数の3分の1を越えてはならない。

11. 役員に欠員が生じた場合、選挙における次点者を後任役員候補者とする。前任者の選出地区に次点者がいない場合、理事会の議を経て、理事長は前任者の選出地区から後任役員の候補者を推薦することができる。候補者となった者は、総会で選任されるまでの間、役員に準じて職務を行うことができる。後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

12. 第9項および第11項において、連続する2期を越えて同じ者を役員候補に推薦してはならない。

(以上)